

## ○兵庫県南部地震による災害復旧事業に係る繰 出しについて

制 定 平成7年3月25日 議案第2号議決

阪神水道企業団災害復旧事業費に対して、阪神水道企業団を組織する市（以下「構成団体」という。）が繰り出す額及びその割合（以下「繰出率」という。）を次のとおり定める。

（繰出金額）

1 構成団体の繰出金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 国庫補助の対象となった災害復旧事業費については、その額から国庫補助金を控除した額の2分の1の額
- (2) 国庫補助の対象とならない災害復旧事業費については、その額の2分の1の額（繰出率）

2 構成団体の繰出率は、次のとおりとする。

神戸市	100分の59.39
尼崎市	100分の26.25
西宮市	100分の11.53
芦屋市	100分の2.83

（繰出しの方法）

3 各構成団体は、毎年度、第1項各号に定める当該年度の額に、前項に定める繰出率を乗じて得た額を繰り出すものとする。

### 附 則

この議決は、議決の日から施行する。